

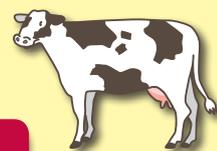
ABLの利用をお考えの企業の皆様へ

ご存知ですか？

動産譲渡登記制度

ABL (Asset Based Lending : 動産・債権担保融資) とは？

不動産などの資産を持たない企業でも、在庫（原材料・商品）や機械設備、家畜などの資産を担保として活用できる資金調達の方法です。



ABLによる資金調達を円滑に行うために…

動産譲渡登記制度

をご利用ください！

担保にした動産（在庫や機械設備、家畜など）の所有権が融資を行った貸し手に移った事実を法務局で登記することによって、貸し手が譲渡担保権者であることを第三者に対抗できるようになり、仮に動産が第三者に譲渡されても、貸し手は自己の権利を主張しやすくなります。

登記の申請は
東京法務局で受け付けています

【東京法務局民事行政部動産登録課】

東京都中野区野方1-34-1

東京法務局中野庁舎3階

TEL 03-3389-3362

【法務省ホームページ】

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji97.html>

動産譲渡登記



倉庫内の在庫商品を
一括して
登記することも可能！

登記の申請は、便利な
「事前提供方式」で！

詳しくは裏面をご覧ください

法務省民事局

登記の申請の方法

書面申請（窓口又は郵便等による送付申請）のほか、オンライン申請、事前提供方式による申請が可能です。

おすすめ
します

事前提供方式による申請

登記することになる情報（登記事項）をあらかじめオンラインで送信（電子署名は不要）した上で、それ以外の情報は書面で提出する方式です。

メリット

- ① 送信した登記事項について申請前に相談ができます。
- ② コスト削減になります。
書面申請の場合は登記事項を記録したCD-Rなどが必要となりますが、事前提供方式の場合は不要です。
- ③ 申請受付後、手続終了や登記番号のお知らせをオンラインで確認することができます。

【事前提供方式に関する詳細は、法務省ホームページをご覧ください】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00080.html

※登記事項の送信は、登記・供託オンライン申請システムを利用して行います。

【登記・供託オンライン申請システム】

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

登記・証明書の種類

（詳細は法務省ホームページをご確認ください。）

登記の種類	登記の内容	登録免許税額	
動産譲渡登記	動産の譲渡の事実を登記するもの	1件につき	7,500円(※)
延長登記	動産譲渡登記の存続期間を延長するもの	1件につき	3,000円(※)
抹消登記	動産の譲渡が効力を失った場合等に登記を抹消するもの	1件につき	1,000円

※登録免許税額は、租税特別措置法第84条の4の規定により軽減された額です。

証明書の種類	記載される内容	請求できる方	請求先	登記手数料額 (※1)
登記事項証明書	個々の動産を特定する事項を含む登記事項の全部	当事者・利害関係人等のみ	動産譲渡登記所 (東京法務局 民事行政部動産登録課)	800円
登記事項概要証明書	登記事項のうち、個々の動産を特定する事項を除いた事項	誰でも可		全国の商業登記所・ 不動産登記所・ 法務局証明サービスセンター(※2)
概要記録事項証明書	動産譲渡登記の概要 (譲渡人として登記されている会社・法人ごと)		300円	

※1 登記手数料額は、窓口請求又は郵便等による送付請求の場合の額です。

※2 概要記録事項証明書は、商業・法人登記又は不動産登記を取り扱っている全国の登記所（法務局）及び法務局証明サービスセンターに対して請求することができます。

